

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等対応状況の区分
病院・売店	69	D: 病院事業 (公)	⑬ 備品の取替について (医療費用・外部委託除く)	ア. 市所有の備品の取替について (指摘: 2件) 【病院事業: 市立柏病院、医療公社管理課】	指摘②	医療公社管理課	163	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市所有の病院固定資産台帳に計上されている10万円を超える医療機器の購入による取替は、医療公社管理課との協議の上、柏市が行うのか、又は柏市医療公社が行うのかについて決定される。なお、現状は、柏市医療公社からの正式な要請があれば、基本的には柏市が購入している。ただし、実務上は、医師指定の医療機器の購入の優先や緊急性のある医療機器の取替などの理由より、柏市医療公社が取替を行うこともあり、柏市医療公社にとっては市所有の備品の取替に当たって、資金負担における経営上の意思決定が重要な問題になっているものと考えられる。</p> <p>【結果②: 医療公社管理課】</p> <p>また、仕様書17(2)の規定では、1件当たり10万円を超えない新たな物品の整備については、指定管理者の負担とし、それを超える場合は、柏市と指定管理者で協議の上、決定するものとされているが、現状では、「協議の上、決定」するプロセスが曖昧なうえ、柏市が自らの判断に際して医療機器等の備品を自らの予算で取替えると判断する具体的な基準が不明確である。医療公社管理課は患者等の生命を守る医療機器の取替に際して適切な判断基準を持つことの意義を再考し、自らの取替予算で更新するか、又は柏市医療公社に資金負担等を依頼するのにかに関する具体的な判断基準を設定されたい。</p>	<p>効率的・効果的な物品購入を行うに当たり、一定のルールを定めることは困難と考えています。</p> <p>協議する場合の基準については、医師指定の医療機器が購入できるか否か、より安価での購入が可能かなどを考慮し、状況に応じて購入者を決定していく方針とします。</p>	方針提示
病院・売店	71	F: 地方公営企業としての柏市立柏病院		① 企業債の元利償還金の財源について (指摘: 2件) 【地方公営企業: 医療公社管理課】	指摘①	医療公社管理課	170	<p>【現状・問題点】</p> <p>地方公営企業は独立採算が原則ではあるものの、地方公営企業法第17条の2第1項第2号及び総務省からの通知に基づき、一般会計から繰り出しており、柏市病院事業会計では、建設改良費の財源として発行した企業債の元利償還金の財源として、各会計年度において一般会計から公営企業繰出金を受け入れている。一方で、指定管理者から公の施設の利用料として原価償却相当額を指定管理者負担金という科目で収受しており、当該指定管理者負担金については企業内部に損益勘定留保資金として留保されている。</p> <p>平成30年度においては、資金的収支がマイナスとなっており、その補てん財源として損益勘定留保資金から22,117千円を充当しているが、損益勘定留保資金の残高が2,075,035千円であり、現在の指定管理者負担金のルールを適用し続けていけば、今後も減価償却費の計上に見合い蓄積が進むこととなり、莫大な資金を留保していることが分かる。</p> <p>現在の一般会計からの繰出金のうち、企業債の償還元金及びその利子支払い経費に充当する額は過大であり、指定管理者負担金と一般会計繰入金とで企業債元利償還金の財源としての収入が重複している部分については、指定管理者負担金の算定基礎を見直すか、又は一般会計繰入金の趣旨に沿って見直すか、いずれかの対応が必要になるものと考えられる。</p> <p>また、現在の建物や高度医療機器等の整備のために発行した企業債の償還元金等に充てるための一般会計繰出金が存在し、その充当割合が指定管理者負担金の算定基礎である当該資産の減価償却費と重複している点から、また、本来、地方公営企業として柏市が取り替えるべきであると考えられてきた高度医療機器の取替等を、一部の医療機器の取替について、柏市医療公社が代わりに資金負担を行い再投資している点からも、これまでの指定管理者負担金のうち、一般会計繰入金の充当財源と重複する部分については、地方公営企業と指定管理者は別法人であることも考慮すると、過大な負担を地方公営企業側は指定管理者に求めているものと考えられる。</p> <p>【結果①】</p> <p>地方公営企業は、地方公営企業法第17条の2で規定されているとおり、原則として独立採算で経営されるべきものであって、1号該当経費や2号該当経費に該当するものを除き、必要以上に一般会計から繰出金を受けるべきものではない。一般会計からの繰入を今後も継続する場合でも、指定管理者負担金の算定基礎としている減価償却費相当額のうち、一般会計繰入金で充当している企業債償還元金とその利子支払い額に相当する部分については、一般会計繰入金の額の支出根拠を精査されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>市が当初準備した高度医療機器等の取り替を指定管理者の負担で実施する場合には、地方公営企業会計における損益勘定留保資金が20億7,500万円蓄積されており、その蓄積の要因のひとつが指定管理者負担金と一般会計繰入金との重複にあると考えられるため、現在の指定管理者負担金の算定ルールでは過去に遡って、過大な負担を指定管理者に課していたと考えられる。したがって、少なくとも指定管理者が自らの資金負担で医療機器の取替投資等を行ってきたものに対応する過去の減価償却費負担分のうち、一般会計繰出金として地方公営企業が収受してきた資金に対応する額は、指定管理者の過大負担であり、その額を返還することが必要であると考え。柏市医療公社との適正な負担のあり方を含めて、様々な手法による返還に係る協議を実施されたい。</p>	<p>一般会計繰入金については、原則、総務省の繰出し基準に基づいて繰り入れています。また、市が指定管理者に求めている「減価償却費相当額」は、土地や建物の賃料の算出根拠としているもので、再投資のための留保資金ではないと判断しました。</p>	措置等を講じない
	72				指摘②	医療公社管理課	170	<p>市が当初準備した高度医療機器等の取り替を指定管理者の負担で実施する場合には、地方公営企業会計における損益勘定留保資金が20億7,500万円蓄積されており、その蓄積の要因のひとつが指定管理者負担金と一般会計繰入金との重複にあると考えられるため、現在の指定管理者負担金の算定ルールでは過去に遡って、過大な負担を指定管理者に課していたと考えられる。したがって、少なくとも指定管理者が自らの資金負担で医療機器の取替投資等を行ってきたものに対応する過去の減価償却費負担分のうち、一般会計繰出金として地方公営企業が収受してきた資金に対応する額は、指定管理者の過大負担であり、その額を返還することが必要であると考え。柏市医療公社との適正な負担のあり方を含めて、様々な手法による返還に係る協議を実施されたい。</p>	<p>市が指定管理者に求めている「減価償却費相当額」は、土地や建物の賃料の算出根拠としているもので、再投資のための留保資金ではないと判断しました。</p>	措置等を講じない